

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（第50回）開催概要

1 開催日時

令和4年（2022年）9月7日（水）15:30～17:00

2 開催場所

Web会議による開催

3 出席者

広域協議会会員、環境省廃棄物規制課、北海道地方環境事務所、
中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、JESCO）
事務局（北海道、室蘭市）

4 議事概要

- 北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課 中島課長補佐により進行
- 以下、次第に従い議事進行

【議題（1）】 北海道事業の進捗状況等について

- 次の内容について、JESCO北海道事業所から資料1-1～1-4に基づき報告。
 - ・ PCB廃棄物処理事業の現況
 - ・ 北海道事業の進捗状況
 - ・ 稼働状況について
 - ・ トラブル事象等について

【議題（2）】 環境モニタリングの概要と結果について

- 令和3年度及び令和4年度北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング測定結果（7月分の結果まで）について、北海道から資料2-1～資料2-2に基づき報告。

【議題（3）】 募集案件による意見交換・情報共有

- 事前に募集したテーマをまとめた資料3に基づき事務局（北海道）が進行。
- 主に次のテーマについて、意見交換等を実施。
 - 「一般廃棄物となるPCB安定器の処理に係る手続きについて」
 - 「一般廃棄物となるPCB安定器の取扱いについて」
 - 「PCB試薬に係る取組み状況について」
- テーマの提案自治体から主旨等を説明し、質疑応答や各自自治体の独自の取組等について情報提供があった。
- 残りのテーマについては、各自資料を見ていただくこととし、自治体間で互いに連絡を取り合い積極的に情報交換していただくよう呼びかけて終了した。

【議題（4）】 室蘭市との経済交流に係る取組等について

- 室蘭市から資料4-1・4-2に基づき「各自自治体との経済交流等に係る取組」「PCB処

理情報センター見学実績」について説明。

【議題（５）】その他（処理委託契約の有効期限についてなど）

- JESCOから資料５－１・５－３に基づき「処理委託契約の有効期限について」「安定器に係る自治体向けの業務支援」について説明。加えて、北海道から資料５－２に基づき「北海道事業エリアにおける期限内処理の完遂に向けて」について説明。
- 質疑応答
 - 新潟県：契約したものの、処理料金を入金しない事業者が一部見受けられる。このことから、契約期限を令和５年３月から延長する場合には、延長を実施する前に自治体にJESCOから情報提供していただきたい。
 - JESCO：承知した。
 - 福島県：協力していただける調査の範囲についてご教示いただきたい。
 - JESCO：安定器が残っている可能性のある場所の状況による。高所での作業や電気工事が必要な場合には、有資格者を帯同して調査を実施する。
 - 福島県：協力依頼を考えている案件において、廃墟があるのだが、そのような案件について対応可能か。
 - JESCO：可能である。
- 青森県及び仙台市から掘り起こし調査に係る優良事例について、説明。
- 質疑応答
 - 柏市：青森県の事例について、対象機器を使用中の事業者に対しては、どのように対応したのか。
 - 青森県：対象機器を確認する際には所有者にも立ち会ってもらい、その場で使用を中止するよう説明。いずれの所有者についても説明に納得してもらった上で対応いただいております、拒絶された事例はない。
- 事務局から、次回の広域協議会の開催時期（２～３月頃）と、開催方法は新型コロナウイルスの感染状況により判断する旨を説明して閉会。